

豊中市立小・中学校屋内運動場

空調設備整備事業

実施方針

令和6年（2024年）1月29日

豊中市

— 目 次 —

1	本事業の実施に関する事項	1
1.1	事業内容に関する事項	1
1.1.1.	事業名	1
1.1.2.	公共施設等の管理者の名称	1
1.1.3.	事業の目的	1
1.1.4.	事業の内容	1
1.1.5.	法令等の遵守	3
1.2	特定事業の選定及び公表に関する事項	3
1.1.1.	特定事業選定の基本的考え方	3
1.1.2.	選定結果の公表	3
2	事業者の募集及び選定に関する事項	3
2.1	事業者の募集及び選定方法	3
2.2	事業者の募集及び選定の手順	3
1.1.3.	事業者の募集・選定スケジュール	3
1.1.4.	募集及び選定の手続き等	4
2.3	応募事業者の備えるべき参加資格要件	7
1.1.1.	応募事業者の構成等	7
1.1.2.	構成員の制限（共通）	8
1.1.3.	構成員に必要な参加資格要件	9
1.1.4.	地域貢献への配慮事項	10
1.1.5.	参加資格の喪失	11
1.1.6.	事業契約締結後の協力企業の追加	11
2.4	審査及び選定に関する事項	12
1.1.1.	審査及び選定に関する基本的考え方	12
1.1.2.	審査の方法	12
1.1.3.	提案書類の取り扱い	12
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
3.1	責任分担に関する基本的な考え方	13
3.2	予想されるリスクと責任分担	13
3.3	事業の実施状況の監視	13
1.1.4.	提供されるサービスの水準	13
1.1.5.	事業者による業務品質の確保	13
1.1.6.	事業の実施状況のモニタリング	13
1.1.7.	モニタリング結果に対する措置	13
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
4.1	施設の概要	14
1.1.8.	対象となる施設	14

1.1.9.	対象となる施設の立地条件	14
4.2	その他、主要な事業要件の概要	14
1.1.1.	空調設備及びプロパン・エアー発生装置の形式	14
1.1.2.	熱源供給と光熱水費の負担	14
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
6.1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
6.2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
6.3	当事者の責めに帰すことのできない事由の場合	15
6.4	その他	16
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
7.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	16
7.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	16
1.1.3.	緊急防災・減災事業債等の活用	16
1.1.4.	その他の財政上又は金融上の支援	16
8	その他事業の実施に関し必要な事項	16
8.1	議会の議決	16
8.2	融資機関又は融資団と市の協議	16
8.3	情報提供	16
8.4	本事業において使用する言語等	16
8.5	応募に伴う費用負担	17
8.6	問合せ先	17
別添資料 1		18
別添資料 2		21
別添資料 3		23
別添資料 4		24
様式 1		32
様式 2		33
様式 3		34

1. 本事業の実施に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名

豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）

1.1.2. 公共施設等の管理者の名称

豊中市長 長内 繁樹

1.1.3. 事業の目的

本事業は、豊中市（以下「市」という。）内の市立小・中学校の屋内運動場に空調設備及びプロパン・エアー発生装置を整備し、整備後の維持管理を行う事業であり、教育環境等の整備を図ることを目的とする。

児童・生徒が学習等で日常的に使用するだけでなく災害時には避難所となる、市内の市立小学校35校（うち1校は閉校した学校の体育館も含む）、中学校15校（以下「対象校」という。）において、屋内運動場計50棟50室（以下「対象室」という。）に新たに空調設備及びプロパン・エアー発生装置を設置するに当たり、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担縮減及び平準化の観点から、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものである。

なお、実施方針において、用語の定義は要求水準書（案）を参照する。

1.1.4. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、空調設備及びプロパン・エアー発生装置の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引き渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行うBT0方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和23年（2041年）3月末までとする。

契約締結日	令和6年（2024年）9月下旬
設計及び施工期間	契約締結日～令和8年（2026年）3月31日以前の日 ^{注1)}
維持管理期間	引渡日翌日～令和23年（2041年）3月末
事業終了	令和23年（2041年）3月末

注1) 施工完了及び引渡し時期は令和8年（2026年）3月末までとし、事業者の提案による。ただし、引渡回数は各年度最大2回までとする。

(3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 空調設備の設計業務
- (イ) プロパン・エアー発生装置の設計業務
- (ウ) その他、付随する業務

イ 施工業務

- (ア) 空調設備の施工業務
- (イ) プロパン・エアー発生装置の施工業務
- (ウ) その他、付随する業務

ウ 工事監理業務

- (ア) 空調設備の工事監理業務
- (イ) プロパン・エアー発生装置の工事監理業務
- (ウ) その他、付随する業務

エ 維持管理業務

- (ア) 空調設備の維持管理業務
- (イ) プロパン・エアー発生装置の維持管理業務
- (ウ) その他、付随する業務

オ 空調設備及びプロパン・エアー発生装置の移設等業務

- (ア) 本事業において整備した空調設備及びプロパン・エアー発生装置の移設、廃棄等（以下「移設等」という。）が、維持管理期間中に必要となった場合、市は本事業の事業会社、設計企業、施工企業又は維持管理企業を空調設備及びプロパン・エアー発生装置の移設等業務の優先交渉権者とすることを予定している。

(4) 事業者の収入

- ア 本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。
- イ 市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理・所有権移転・その他付随する業務等に係る対価（以下「整備費用」といい、事業者が、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転・その他付随する業務等の実施に当たり、金融機関等からの借り入れ等を行う場合は、その金利分もこの整備費用に含む。）については、事業契約書において定める額を設計及び施工期間中、引渡に応じて事業者を支払う。ただし、事業契約に定める年度別予算の金額を上限とする。なお、事業会社設立に係る費用等、整備費用以外の諸経費については、事業契約書において定める額を、全ての設備の所有権移転後に事業者に一括して支払うことを予定している。
- ウ 市は、事業者が実施する維持管理業務に係る対価について、事業契約書に定める額を、維持管理期間中に年2回に平準化して事業者を支払う。
- エ 消費税及び地方消費税の支払い方法については、事業契約書（案）において示す。

(5) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備及びプロパン・エアー発生装置の性能（以下「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

1.1.5. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

1.2.1. 特定事業選定の基本的考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）」及び「VFMに関するガイドライン（平成26年6月16日）」等を踏まえ、本事業をPFI方式で実施することにより、空調設備及びプロパン・エアー発生装置について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。

1.2.2. 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、市のホームページ等に掲載し、公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル方式により行う。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次の予定とする。

表2-1 事業者の募集・選定スケジュール

令和6年 (2024年)	1月29日（月）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
	1月29日（月）～2月2日（金）	参考図書の貸与
	2月3日（土）～4日（日）	第1回現地見学会
	2月9日（金）	実施方針等への質問及び意見の受付締切
	2月28日（水）	実施方針等への質問に対する回答公表
	3月1日（金）	特定事業の選定及び公表
	3月12日（火）	募集要項等の公表
	3月中旬～下旬	第2回現地見学会

令和6年 (2024年)	3月下旬～4月上旬	募集要項等に関する質問受付締切
	4月中旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	4月下旬	参加資格審査書類の受付締切
	5月上旬	参加資格審査結果の通知
	5月中旬	官民対話の実施
	6月上旬	提案書の受付締切
	6月中旬	提案書に関する事業者ヒアリング
	7月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
	8月上旬	基本協定締結
	8月下旬	事業仮契約締結
	9月下旬	事業契約締結

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 参考図書の貸与

市は、実施方針等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者のうち、希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、別添資料3「参考図書の貸与について」に記載している内容に従って手続等を行い、貸与を受けること。

市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、市は保証するものではない。

○貸与する参考図書

- a. 学校施設台帳（全対象校分）
- b. 学校配置図（全対象校分）
- c. 建築図（全対象校分）
- d. 単線結線図等（全対象校分）
- e. 受変電設備等一覧表
- f. 過去のエネルギー消費量一覧（令和2年度～令和4年度及び令和5年度前期実績値）
- g. ガス内管図面

(2) 実施方針等への質問の受付

実施方針等に関する質問を次のとおり受け付ける。なお、受付期間外の質問については回答しない。

ア 受付期間

令和6年1月29日（月）～2月9日（金）17時

イ 受付方法

「（様式1）実施方針等に関する質問及び意見書」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、電子メールの件名は「【会社名（略称可）】実施方針等に関する質問及び意見書」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

※メール送信先アドレス及び受信確認先の電話番号は、本書「8.6.」に示す「問

合せ先」のとおりとする。

(3) 第1回現地見学会

第1回現地見学会は、以下のとおり実施する。なお、集合場所については、「別添資料4 第1回現地見学会の集合場所」を参照すること。

ア 現地見学対象校及び開催日時

表2-2 第1回現地見学会対象校

対象校	住所	開催日時
螢池小学校	螢池中町1丁目15番1号	令和6年(2024年)2月3日(土) 集合時間 9:00
第十八中学校	螢池中町4丁目7番1号	令和6年(2024年)2月3日(土) 集合時間 10:15
刀根山小学校	刀根山5丁目2番1号	令和6年(2024年)2月3日(土) 集合時間 12:30
大池小学校	本町1丁目7番12号	令和6年(2024年)2月3日(土) 集合時間 13:45
新田南小学校	上新田4丁目9番1号	令和6年(2024年)2月4日(日) 集合時間 9:00
新田小学校	上新田2丁目19番1号	令和6年(2024年)2月4日(日) 集合時間 10:10
第九中学校 (詳細提案予定校)	新千里南町1丁目4番1号	令和6年(2024年)2月4日(日) 集合時間 12:30
南丘小学校 (詳細提案予定校)	新千里南町2丁目13番1号	令和6年(2024年)2月4日(日) 集合時間 14:00

イ 参加申込方法

「(様式2) 第1回現地見学会 参加申込書」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、令和6年2月2日(金)17時までに電子メール(ファイル添付)にて提出すること。

なお、電子メールの件名は「【会社名(略称可)】第1回現地見学会申込書」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

※メール送信先アドレスおよび受信確認先の電話番号は、本書「8.6.」に示す「問合せ先」のとおりとする。

ウ 見学方法

(ア) 見学会の当日は、指定時刻に対象校の指定場所に集合し、見学を開始する。

(イ) 「(様式2) 第1回現地見学会 参加申込書」の「担当者氏名」欄に記載された者は、各学校の集合場所にて名刺を提出すること。

(ウ) 見学時間は、詳細提案校80分、その他は60分程度を予定している。

(エ) 指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。

エ その他留意事項

(ア) 1企業当たりの参加人数は4名程度までとする。

- (イ)各校、敷地内に駐車場を設ける。ただし、スペースの関係上、駐車可能な台数は1企業につき1台とする。
- (ウ)校内は土足厳禁のため、スリッパ等上履きを持参すること。
- (エ)学校敷地内は全面禁煙となっている。敷地周辺においても禁煙とすること。
- (オ)見学に当たって市又は学校教職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- (カ)現地見学会における写真撮影は可能とするが、児童・生徒や教職員・下記(キ)の団体等の撮影は禁止する。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従うこと。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とする。
- (キ)当日、学校開放等により体育館等にて団体等が活動している場合がある。
- (ク)見学会において資料の配布は行わないため、必要に応じて本市ホームページに掲載している実施方針等を持参すること。

(4) 実施方針への質問に対する回答

実施方針に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和6年2月28日（水）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接確認を行うことがある。

(5) 特定事業の選定及び公表

「1.2.特定事業の選定及び公表に関する事項」を参照すること。

(6) 募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他必要な文書（以下「募集要項等」という。）を市のホームページに掲載し、公表する。

(7) 第2回現地見学会

本事業の対象校の第2回現地見学会を開催する。第2回現地見学会の対象校は、全50校で実施する予定である。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、募集要項において示す。

(8) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の提出方法等は募集要項に示す。

(9) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の公表方法等は募集要項に示す。

(10) 官民対話の実施

本事業に関する官民対話を開催する。具体的な日程、申込み方法等は、募集要項において示す。

(11) 参加資格審査書類の受付及び参加資格審査結果の通知

本事業に応募しようとする事業者は、提案書提出に先立ち、参加表明書及び参加資格審査書類を提出すること。

なお、参加表明書及び参加資格審査書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、募集要項において示す。

募集要項に基づき参加資格の審査を行う。審査の結果については、各応募グループの代表企業に対して通知する。

(12) 提案書の受付

募集要項等に基づき、参加資格審査通過者から提案書を受け付ける。

提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、募集要項で示す。

(13) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として決定し、通知するとともに、市のホームページ等に掲載し、公表する。

(14) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(15) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者との間で事業仮契約を締結した後、事業契約の締結に関する市議会の議決を経て、事業契約を締結する。

2.3. 応募事業者の備えるべき参加資格要件

2.3.1. 応募事業者の構成等

応募事業者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「応募事業者」という。）とする。応募事業者の構成については、次のとおりとする。

- ア 空調設備及びプロパン・エアー発生装置の設計業務を行う企業、空調設備及びプロパン・エアー発生装置の施工業務を行う企業、空調設備及びプロパン・エアー発生装置の工事監理業務を行う企業及び空調設備及びプロパン・エアー発生装置の維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成員との連絡調整などの業務を行う企業（以下、「その他業務を行う企業」という。）が構成員となることを妨げない。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 優先交渉権者となった応募事業者は、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。

- エ 構成員は以下の定義により分類される。
- (ア) 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
 - (イ) 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をするがSPCには出資しない企業又は、構成企業から直接業務の受託・請負をして本事業で主要な役割を担う企業
 - (ウ) 代表企業：構成企業のうち、SPCへの出資比率が全出資者中最大となり、かつ構成員を代表し提案手続きを行う企業
- オ 構成企業は、他の応募事業者の構成員になることはできない。また構成企業と資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募事業者の構成員となることはできない。ただし、市が優先交渉権者として選定した応募事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募事業者の構成企業が、事業者の構成員から業務を再受注することは妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得ること。
- カ 協力企業は、他の応募事業者の協力企業を兼ねることを可能とする。また、選定されなかった場合には、事前に市の承諾を得て、事業者の構成員から業務を再受注することも可能とする。
- キ 選定された応募事業者の構成企業は、仮契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。構成企業以外のものがSPCの出資者となることは可能であるが、全事業期間において、構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の50%未満とする。
- ク 構成員は、SPCから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。
- ケ 構成員は、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業に関係する譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

2.3.2. 構成員の制限（共通）

すべての構成員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により、なお、従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ウ 平成12年（2000年）3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12第1項の規定による和議開始の申し立てをしている者。
- エ 平成12年（2000年）4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申し立てをしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続きの申し立てをした者又は申し立てをなされている者とみなす。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による再生手続

開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。以下「更生手続きの申立て」という。）をしている者又は更生手続き開始の申立てをなされている者。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続き開始の申立てをした者又は更生手続き開始の申立てをなされた者とみなす。

- カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。
- キ 豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者。
- ク 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者。
- ケ 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けている者。
- コ 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者。
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
- シ 最近2年間の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ス 公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会・屋内運動場空調設備整備事業者選定部会（以下「選定委員会」という。）の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者。
- セ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 日建設計総合研究所 大阪オフィス 大阪市中央区今橋4丁目3番18号
- ・弁護士法人 関西法律特許事務所 大阪市中央区北浜2丁目5番23号
- ・株式会社 みやこ不動産鑑定所 大阪市北区西天満4丁目4番12号 600号室

2.3.3. 構成員に必要な参加資格要件

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ定めた次の要件を全て満たす構成員が少なくとも1社担当するものとする。また、施工業務と維持管理業務については、それぞれ、これらの構成員のうち少なくとも1社は構成企業であること。

(1) 「設計業務」を行う者の要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録が

なされていること。

- イ 常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- ウ 構成員のうち必ず1社以上は、学校、事務所等の施設における空調設備の元請としての設計実績（おおむね10年以内に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

(2) 「施工業務」を行う者の要件

- ア 構成企業のうち必ず1社以上は、建設業法（昭和24年法第100号）第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 構成企業のうち必ず1社以上は、空調設備の元請けとしての施工実績（おおむね10年以内に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

(3) 「工事監理業務」を行う者の要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- イ 常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士、設備設計一級建築士または建築設備士のいずれかの資格を持つ者を有していること。
- ウ 構成員のうち必ず1社以上は、空調設備の工事監理実績（おおむね10年以内に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

(4) 「維持管理業務」を行う者の要件

- ア 空調設備の維持管理業務を行うに当たり、空調設備（GHP）及びプロパン・エアー発生装置での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。また、当該資格を持つ者は常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- イ 構成企業のうち必ず1社以上は、連続して1年以上の空調に関する維持管理実績（おおむね10年以内に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

(5) 入札参加有資格者名簿への登載

応募事業者の構成員は入札参加有資格者名簿に登載されていることを原則とする。市の入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、入札参加資格と同等の要件があることを証する書類を提出すること。なお、書類の詳細については、募集要項等において示す。

また、本事業を受託する事業者の構成員は、直近の入札参加資格の認定の機会に申請を行い、本事業の事業期間中はその資格を維持すること。

2.3.4. 地域貢献への配慮事項

応募事業者は、構成企業又は協力企業の選定に当たり、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

なお、応募事業者が提出した提案書の評価に当たって、地域貢献への配慮に係る評価方法の詳細については事業者選定基準を参照すること。

2.3.5. 参加資格の喪失

応募事業者が、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募事業者の参加資格を取り消す。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とする。

ア 参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までの間に、応募事業者の構成企業及び協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業又は協力企業として加えた上で、応募事業者の再編成を市に申請し、提案書等の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存企業のみで応募事業者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととする。ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消す。

イ 提案書提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記(1)と同様とする（なお、「提案書等の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消す。

ウ 優先交渉権者決定日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

優先交渉権者決定日から事業契約締結日までの間に、応募事業者の構成企業及び協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合には、市は仮契約を締結しない、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより、仮契約を締結しない又は解除しても、市は一切の責を負わない。ただし、応募事業者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、参加資格要件を各構成企業（ただし、代表企業を除く）又は協力企業の変更ができるものとし、市は変更後の応募事業者と仮契約を締結できるものとする。

2.3.6. 事業契約締結後の協力企業の追加

事業契約締結後、市が承諾をした場合に限り、参加資格要件を満足する企業を協力企業として追加・変更することを認めることがある。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、応募事業者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

応募事業者が、優先交渉権者決定までに選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2.4.2. 審査の方法

(1) 参加資格審査

市は、応募事業者からの参加表明書及び参加資格審査書類をもとに、参加資格要件の具備、業務担当企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

選定委員会は、募集要項と併せて公表する事業者選定基準に基づき、事業方針、事業実施体制及び各業務に係る事業計画等並びに提案価格について、応募事業者から提出された提案書類等を審査する。

(3) 優秀提案者の選定

応募事業者から提出された提案書等を選定委員会が審査し、最優秀提案者を選定する。その結果を踏まえて、市が優先交渉権者を決定する。なお、優先交渉権者決定後、速やかに当該優先交渉権者に対して決定された旨を通知するとともに市ホームページに掲載し、公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募事業者がいない場合、又はいずれの応募事業者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

2.4.3. 提案書類の取り扱い

(1) 著作権

応募事業者から提出された提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。

ただし、市が豊中市情報公開条例（平成13年条例第28号）に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募事業者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使

用した結果生じた責任は、応募事業者が負うものとする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものであり、設計・施工・工事監理・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料1「リスク分担表（案）」によるものとし、具体的内容については、実施方針に対する質問を踏まえ、募集要項等において示す。

なお、詳細については事業契約書（案）において示すものとする。

3.3. 事業の実施状況の監視

3.3.1. 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準として、要求水準書に示す。

なお、本事業で事業者が提供するサービス水準は、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

3.3.2. 事業者による業務品質の確保

事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が提供するサービス水準が、空調設備及びプロパン・エア発生装置に係る性能基準並びに維持管理業務に係る業務水準を満たすことを、事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、事業契約書（案）において示す。

3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理・維持管理並びに空調設備及びプロパン・エア発生装置の移設等の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングに当たっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）において示す。

3.3.4. モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する設計・施工・工事監理・維持管

理並びに空調設備及びプロパン・エアー発生装置の移設等の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）において示す。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 施設の概要

4.1.1. 対象となる施設

市が指定する対象校及び所在地等は別添資料2「本事業の対象校一覧」を参照すること。

4.1.2. 対象となる施設の立地条件

対象校ごとの施設の配置等については、募集要項等に示す。

4.2. その他、主要な事業要件の概要

4.2.1. 空調設備及びプロパン・エアー発生装置の形式

本事業において整備する空調設備及びプロパン・エアー発生装置は、次に示す形式を基本とする。

【小学校】：「ガス式GHP空調機（電源自立型）※+プロパン・エアー発生装置」

※ 都市ガス式の電源自立型空調機を2台以上設置するものとし、2台を超える部分については標準型でも可とする。

【中学校】：「ガス式GHP空調機（電源自立型）※+プロパン・エアー発生装置」

※ 都市ガス式の電源自立型空調機を3台以上設置するものとし、3台を超える部分については標準型でも可とする。

また、小学校及び中学校のプロパン・エアー発生装置については、電気・都市ガスともに停止した場合にも、要求水準書（案）添付資料3の停電時電力負荷条件に示す空調設備の運転及びアリーナやトイレの天井照明の点灯やコンセントからのスマートフォン充電等が72時間可能となるよう計画すること。

なお、事業期間中に市はエネルギー供給者を変更する可能性があるが、それを理由として市が支払う維持管理に係る対価の変更はしないものとする。

また、応募事業者が提出した提案書の評価に当たっては、省エネルギー等の提案について評価することを予定している。評価方法の詳細については、募集要項と併せて公表する事業者選定基準において示す。

4.2.2. 熱源供給と光熱水費の負担

熱源供給については、本事業の範囲に含めない。施工業務及び維持管理業務等に伴う光熱水費や空調設備の運転に必要な光熱水費については、市が負担する。ただし、施工期間中の

LPガスボンベの設置は事業者が施工業務として行うものとし、LPガスボンベは満タンの状態で引き渡すこと。なお、維持管理業務期間中に使用するLPガスの費用は、光熱費として市が負担する。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い、次の措置をとること。

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前各号のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内の協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

6. 4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7. 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

ただし、本事業の実施に際し、法改正等により、法制上または税制上の措置が適用される場合には、市と事業者で協議する。

7. 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7. 2. 1. 緊急防災・減災事業債等の活用

本事業において、市は緊急防災・減災事業債等の活用を想定している。事業者は、起債等の申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

7. 2. 2. その他の財政上又は金融上の支援

市は、本事業に関する事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

8. その他事業の実施に関し必要な事項

8. 1. 議会の議決

事業契約の締結に関する議案は、令和6年9月定例会に提案し、議決を得る予定である。

8. 2. 融資機関又は融資団と市の協議

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者には本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

8. 3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

豊中市教育委員会事務局 学校施設管理課

豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業に係るホームページ

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kyo_iin/iin_topics/kucho.html

8. 4. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8.5. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募事業者の負担とする。

8.6. 問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担 当 : 豊中市教育委員会事務局 学校施設管理課 桑田、塚原、小林
住 所 : 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第一庁舎6階
電 話 : 06-6858-2546
FAX : 06-6845-6778
E-mail : kyoshisetsu@city.toyonaka.osaka.jp
受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝休日を除く 9時～17時（12～13時を除く）

別添資料 1

リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■共通

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
募集要項リスク		1	募集要項等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	△※1
制度関連 リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○※2	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
		4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
	税制変更リスク	5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等		○
		7	事業管理者として市が取得すべき許認可等の遅延	○	
	許認可等リスク	8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可等の遅延		○
		9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○※3	
	社会リスク	住民対応リスク	10	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境リスク		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
		13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
第三者賠償リスク		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
		15	想定以上の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、並びに戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○※4	△※4
金利リスク		16	金利確定日以降における金利変動		○
経済リスク	資金調達リスク	17	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		18	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動リスク	19	施工期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※5	○※5
		20	維持管理期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※5	○※5

■設計・施工・工事監理段階で発現したリスク

リスク項目	No.	リスク内容	リスク分担	
			市	事業者
測量・調査リスク	21	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
	22	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	23 事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	24 市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
施工リスク	施工費増加リスク	25 事業者の責めに帰すべき事由による施工費の増加		○
		26 市の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工期遅延リスク	27 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合		○
		28 市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合	○	
	施設、設備損傷リスク	29 施工により施設又は空調設備が損傷した場合		○
工事監理リスク	30 工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達リスク	31 工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	

■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理 リスク	業務水準未達 リスク	32	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	33	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		34	空調設備及びプロパン・エアー発生装置の通常劣化等による性能の低下		○
	施設、設備瑕疵 リスク	35	事業期間中に、本事業の施工により施設又は空調設備及びプロパン・エアー発生装置の瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費 増加リスク	36	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○※6	
		37	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	施設、設備損傷 リスク	38	市の責めにより施設又は空調設備及びプロパン・エアー発生装置が損傷した場合	○※7	
		39	事業者の責めにより施設又は空調設備及びプロパン・エアー発生装置が損傷した場合		○※8
運営リスク	エネルギー コスト変動 リスク	40	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		41	空調設備及びプロパン・エアー発生装置の使用時間が変動する場合	○	
		42	空調設備及びプロパン・エアー発生装置の性能未達及び想定以上の性能劣化等、想定以上のエネルギーコストの増加		○※9
事業期間終了時の性能リスク		43	事業期間終了時における性能水準の保持		○

【注釈】

- ※1 市が提示する参考資料に関するリスクは事業者負担とする。
- ※2 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※3 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者を支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※4 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において示す。
- ※5 物価変動リスクを反映する費用項目と反映しない費用項目がある。詳細な項目については、事業契約書（案）において示す。
- ※6 エネルギー供給会社を市が変更した場合の維持管理費の変更はしないものとする。
- ※7 「市の責めにより空調設備及びプロパン・エアー発生装置が損傷した場合」には、市の職員、児童生徒、教職員、児童生徒の保護者等、学校の通常利用者によるもの、休日の体育館・校庭使用などによるものも含む。
- ※8 「事業者の責め」であることの立証責任は市にあることとする。
- ※9 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。

別添資料 2

本事業の対象校一覧

(1) 小学校

No.	学校名	所在地
1	克明小学校	岡町北3-4-1
2	桜塚小学校	北桜塚2-6-1
3	大池小学校	本町1-7-12
4	螢池小学校	螢池中町1-15-1
5	桜井谷小学校	柴原町3-11-1
6	熊野田小学校	赤坂1-5-1
7	中豊島小学校	曾根東町6-13-1
8	豊島小学校	服部西町3-6-5
9	原田小学校	原田元町1-17-1
10	小曾根小学校	小曾根1-2-1
11	豊南小学校	豊南町西2-19-1
12	南桜塚小学校	南桜塚2-2-1
13	新田小学校	上新田2-19-1
14	北丘小学校	新千里北町2-19-1
15	東丘小学校	新千里東町3-1-1
16	東豊中小学校	東豊中町5-1-1
17	豊島西小学校	上津島3-4-1
18	西丘小学校	新千里西町2-23-1
19	高川小学校	豊南町東1-1-1
20	刀根山小学校	刀根山5-2-1
21	南丘小学校	新千里南町2-13-1
22	豊島北小学校	曾根南町2-19-1
23	泉丘小学校	西泉丘1-10-1
24	少路小学校	西緑丘2-10-1
25	野畑小学校	向丘3-1-1
26	東豊台小学校	東豊中町6-2-1
27	箕輪小学校	箕輪1-1-1
28	北条小学校	北条町2-16-1
29	寺内小学校	寺内2-15-1
30	緑地小学校	城山町4-1-1
31	桜井谷東小学校	桜の町7-5-1
32	東泉丘小学校	東泉丘3-2-1
33	北緑丘小学校	北緑丘2-4-1
34	新田南小学校	上新田4-9-1
35	旧島田小学校	庄内栄町2-20-1

小学校

(2) 中学校

中学校	No.	学校名	所在地
	1	第一中学校	曾根西町1-6-1
	2	第二中学校	宮山町2-1-1
	3	第三中学校	栗ヶ丘町1-1
	4	第四中学校	服部本町4-5-7
	5	第五中学校	立花町1-10-1
	6	第八中学校	新千里東町3-2-1
	7	第九中学校	新千里南町1-4-1
	8	第十一中学校	西緑丘2-11-1
	9	第十二中学校	浜2-14-1
	10	第十三中学校	柴原町2-14-1
	11	第十四中学校	北緑丘1-1-1
	12	第十五中学校	熊野町3-8-1
	13	第十六中学校	北条町3-18-1
	14	第十七中学校	西泉丘2-2432-2
	15	第十八中学校	螢池中町4-7-1

別添資料3

参考図書の貸与について

実施方針2.2.2.(1)に基づく参考図書の貸与に関する要項は次のとおりである。

1 貸与する参考図書

本事業の対象校に関する情報提供等のため、以下の参考図書を次のとおり希望者に貸与する。

○貸与する参考図書

- a. 学校施設台帳（全対象校分）
- b. 学校配置図（全対象校分）
- c. 建築図（全対象校分）
- d. 単線結線図等（全対象校分）
- e. 受変電設備等一覧表
- f. 過去のエネルギー消費量一覧（令和2年度～令和4年度及び令和5年度前期実績値）
- g. ガス内管図面

2 申込手続

(1) 申込期間

令和6年1月29日（月）から 令和6年2月2日（金）17時まで

ただし、やむを得ないと市が認める場合は、上記期間以降においても貸出する場合がある。

(2) 申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、「（様式3）参考図書の貸与申込書」を豊中市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上（この時点では押印不要）、電子メール（ファイル添付）にて申込すること。

なお、メール件名には「【会社名（略称可）】参考図書貸与に関する申込」と明記し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoftExcel®とする。

※メール送信先アドレスおよび受信確認先の電話番号は、本書「8.6.」に示す「問合せ先」のとおりとする。

3 貸与及び返却

(1) 貸出期間

ア 第1回現地見学会対象校分については、申込日に応じ2月2日（金）までには郵送、大容量ファイル便あるいは市窓口での受渡のいずれかの方法で送付することを予定している。

イ 第2回現地見学会対象校分については、上記ア送付後、遅くとも2月中旬までに郵送することを予定している。

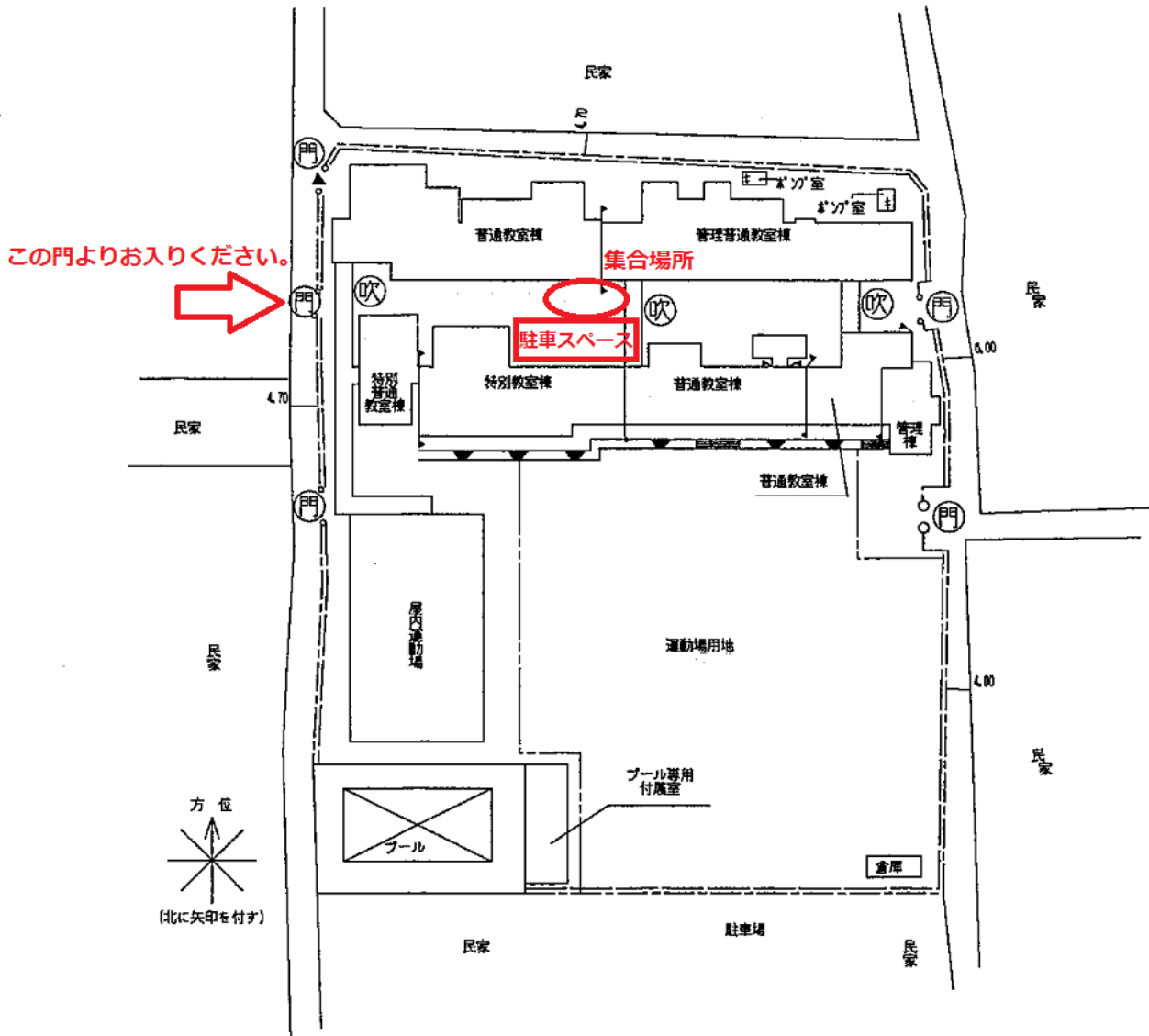
(2) データの消去

貸与された参考図書のデータは、本事業での活用の必要がなくなった段階で消去すること。

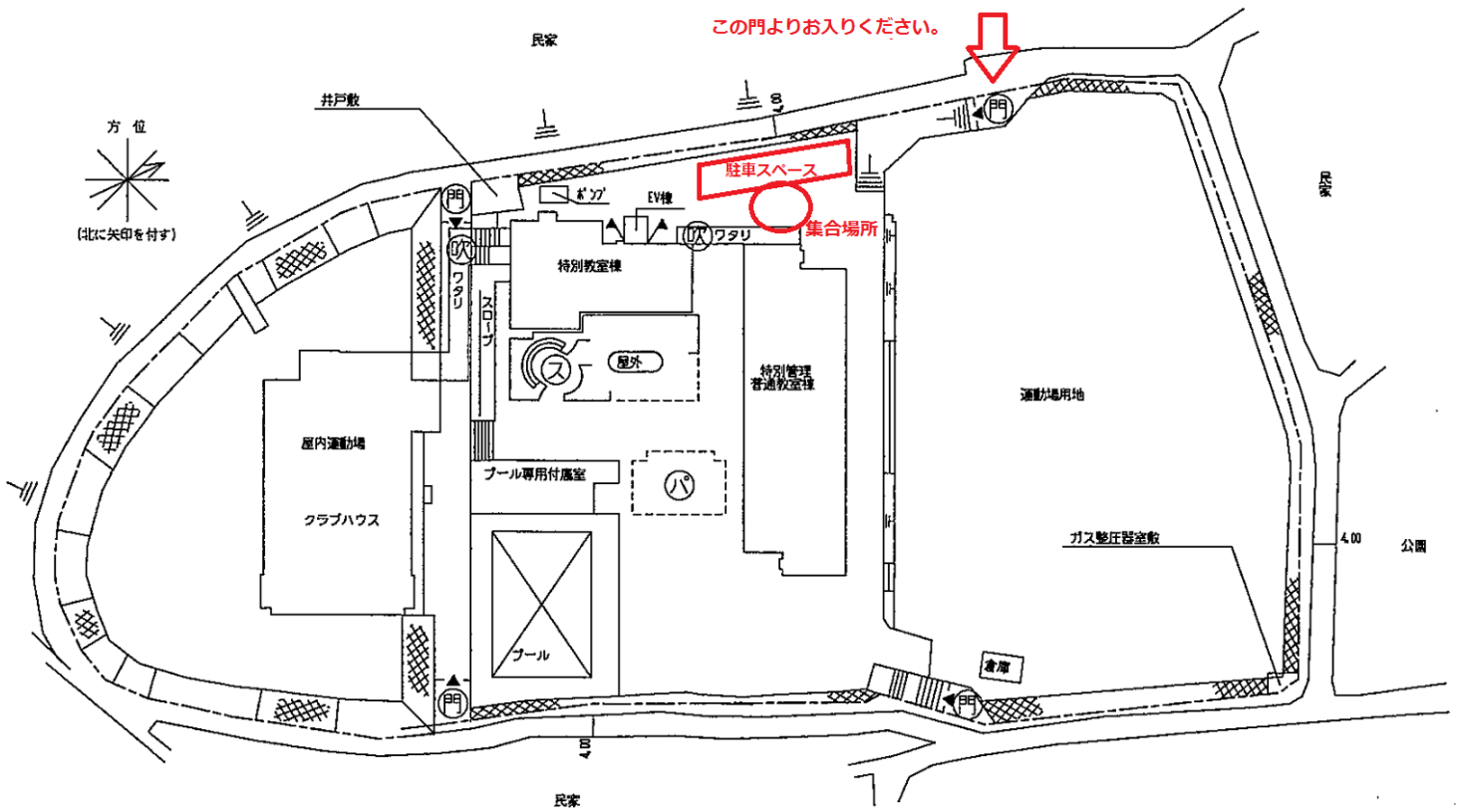
別添資料 4

第 1 回現地見学会の集合場所

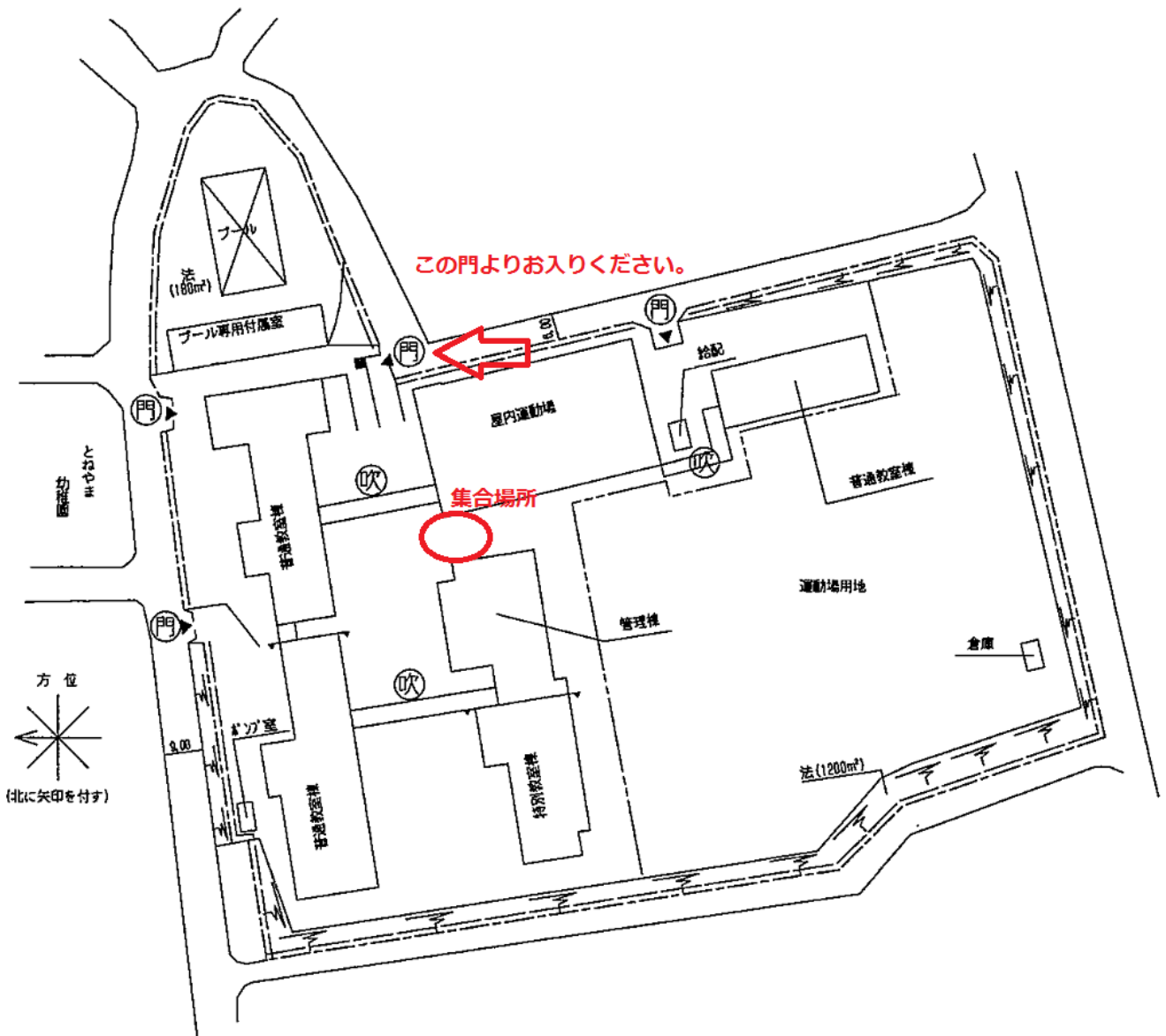
【螢池小学校】



【第十八中学校】

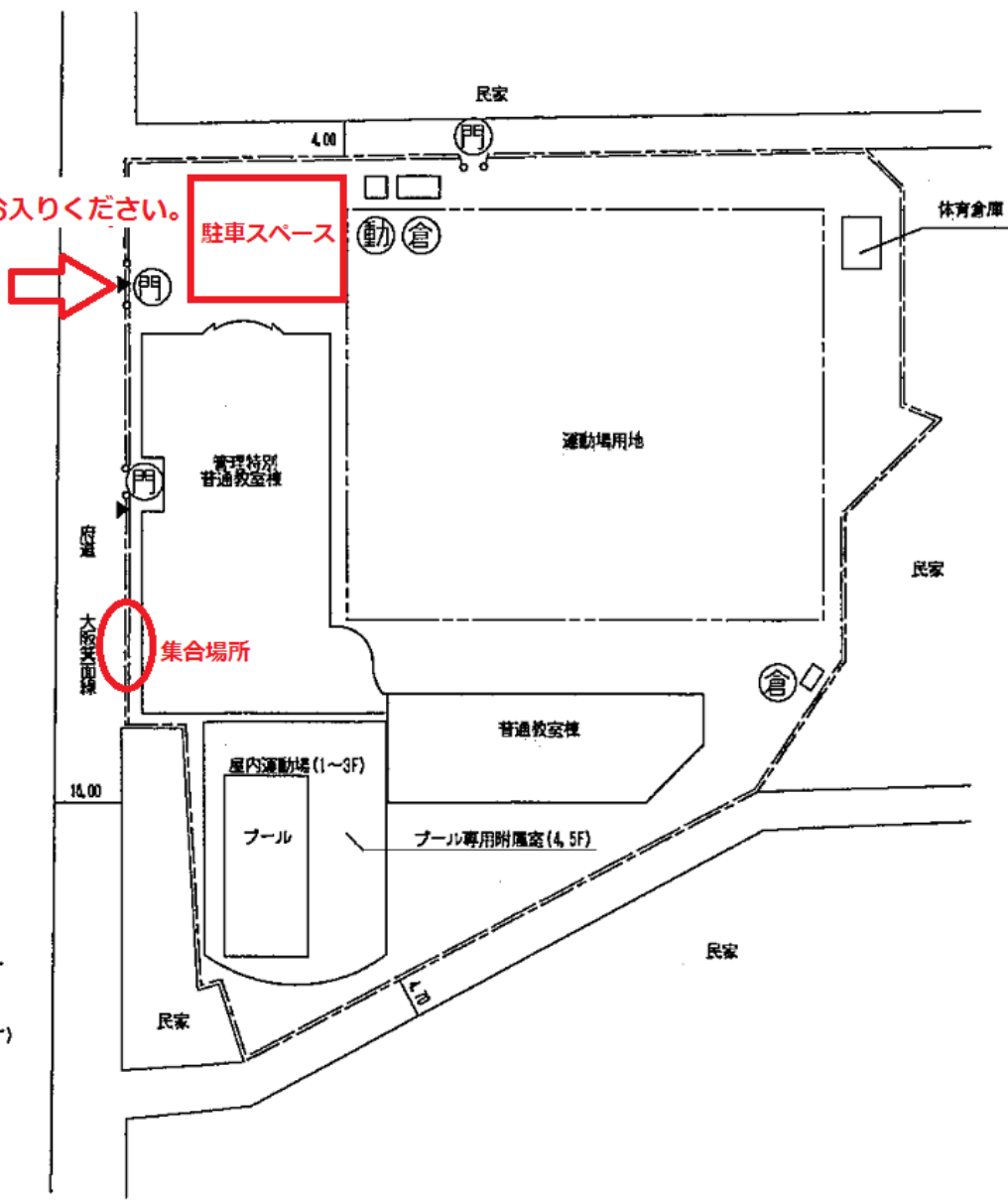


【刀根山小学校】

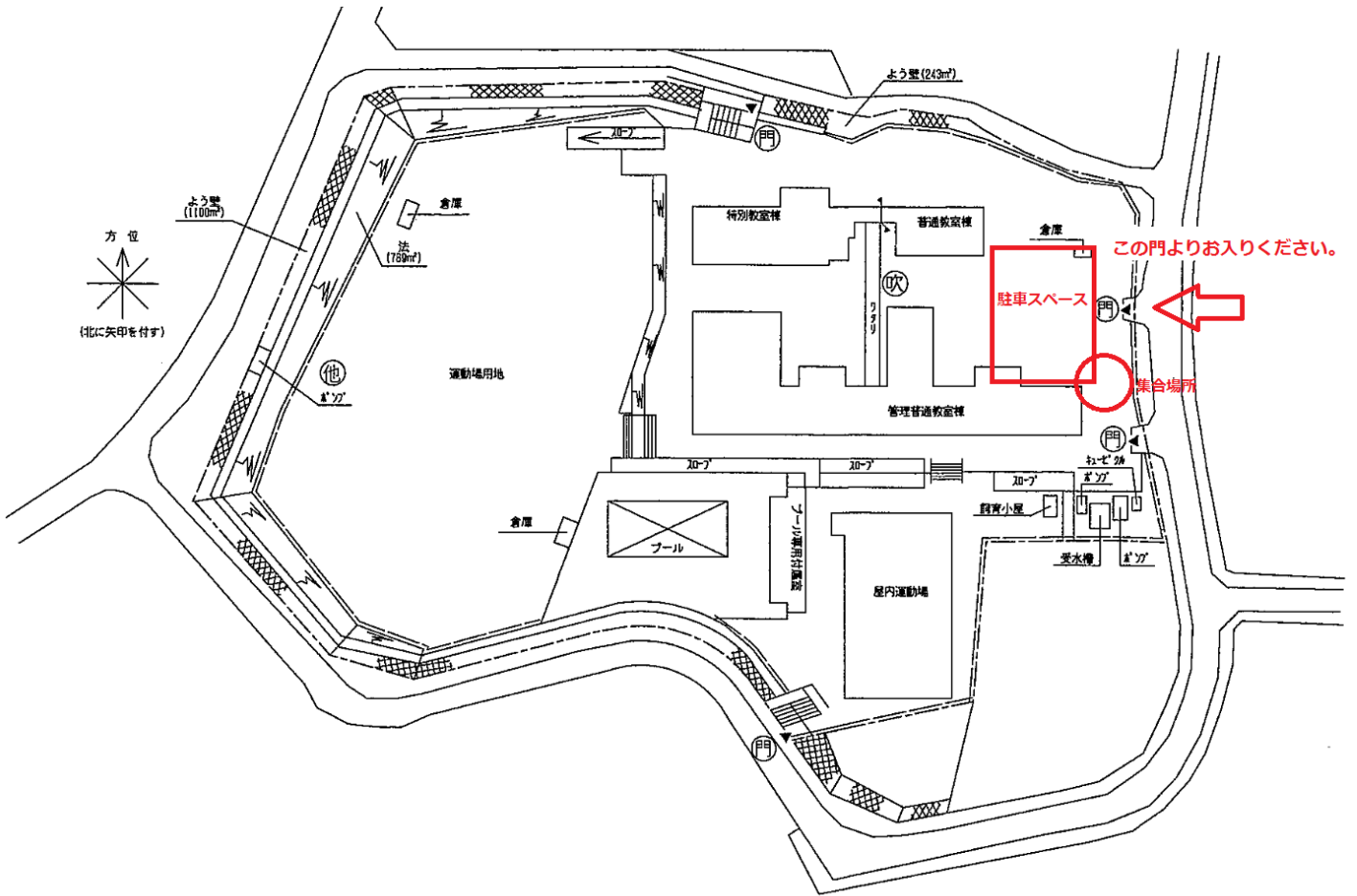


【大池小学校】

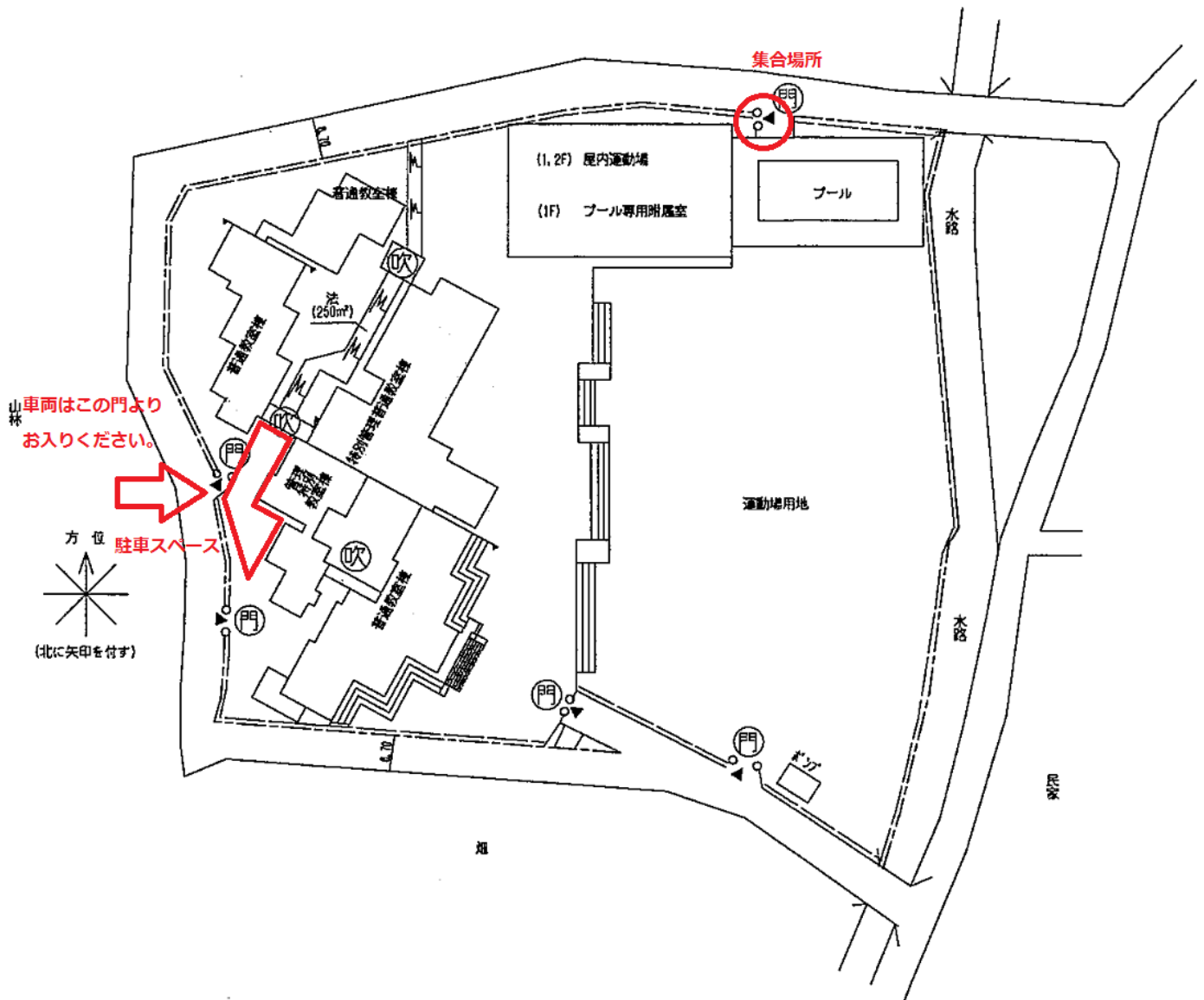
車両は
この門よりお入りください。



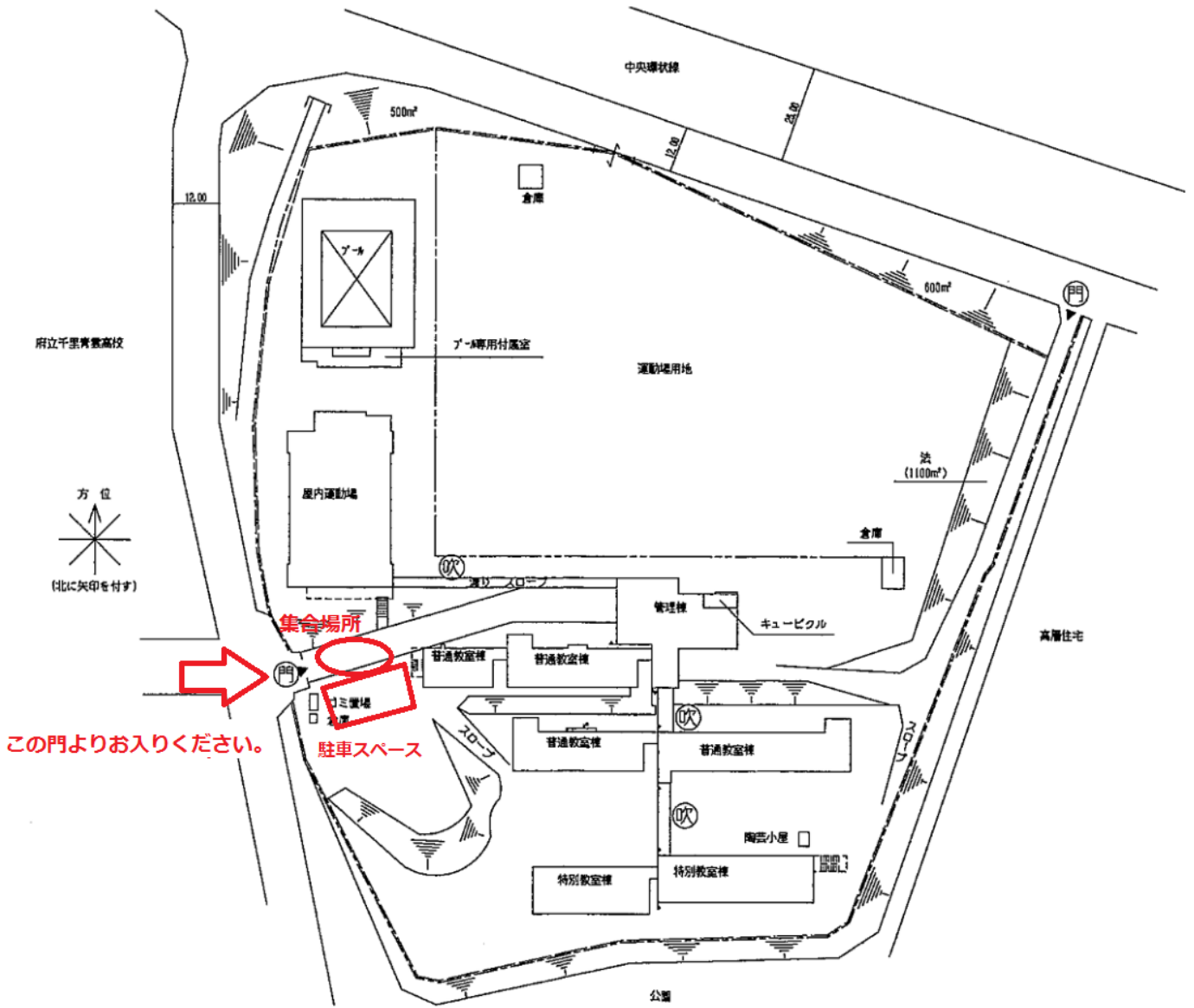
【新田南小学校】



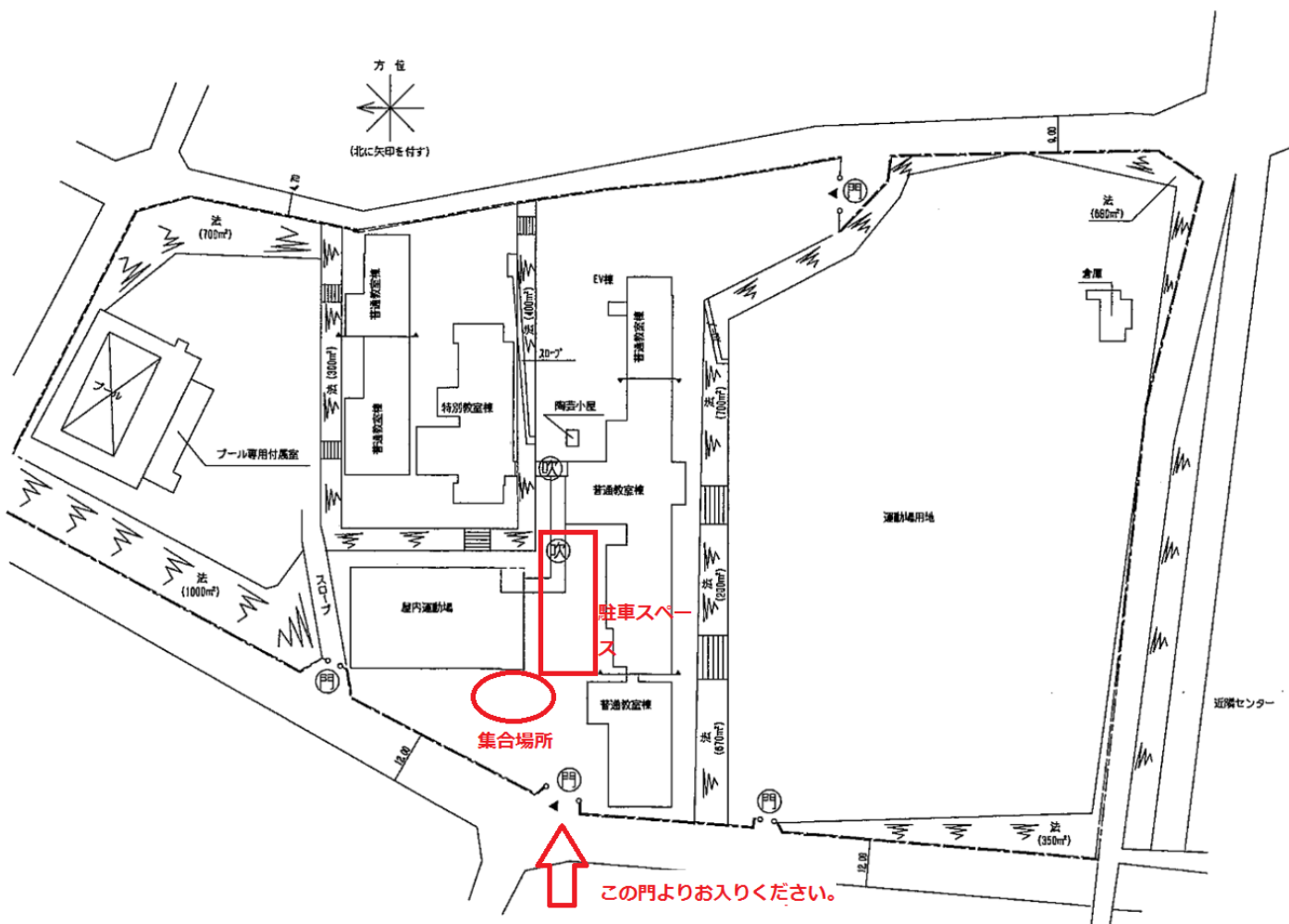
【新田小学校】



【第九中学校】



【南丘小学校】



様式 1

年 月 日

実施方針等に関する質問及び意見書

「豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問事項及び意見がありますので提出します。

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

＜実施方針等に関する質問＞

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項
例	実施方針	9	2.3.2.	(2)	ア	●●●●	「実施方針 9頁 2.3.2. (2) ア」の内容について質問事項がある場合には、左記のように記入して下さい。
1							
2							
3							
4							
5							

様式見本。別途、市ホームページからExcelファイルをダウンロードして入力してください。

＜実施方針等に関する意見＞

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	意見
例	実施方針	9	2.3.2.	(2)	ア	●●●●	「実施方針 9頁 2.3.2. (2) ア」の内容について意見がある場合には、左記のように記入してください。
1							
2							
3							
4							
5							

※本様式については、Microsoft Excel®形式にて提出してください。（本ファイルを利用してください。）

〔記入上の注意〕

- ・同じ内容の質問及び意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問及び意見として記入すること。
- ・質問及び意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。

様式 2

年 月 日

(あて先) 豊中市長 宛

所在地
商号又は名称
代表者職名
代表者氏名

第1回現地見学会 参加申込書

「豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業」に関する第1回現地見学会に下記の者が参加希望しますので、実施方針に従い申し込みます。

記

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・部署	様式見本。別途、市ホームページからExcelファイルをダウンロードして入力してください。
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

- ※ 本様式については、Microsoft Excel®形式にて提出してください。（本ファイルを利用してください。）
 - ※ 本様式は各企業単位でご提出ください。なお、担当者氏名等は、代表となる1名の方のみの記入で結構です。
- [見学会の留意事項]
- ※ 「担当者氏名」欄に記載された方は、各学校の集合場所にて名刺を提出してください。
 - ※ 1企業当たりの参加人数は4名程度までとします。
 - ※ 各校、敷地内に駐車場所を設けます。ただし、スペースの関係上、駐車可能な台数は1企業につき1台とします。
 - ※ 校内は土足厳禁のため、スリッパ等上履きを持参してください。
 - ※ 学校敷地内は全面禁煙となっています。敷地周辺においても禁煙としてください。
 - ※ 見学に当たって市または学校教職員から指示があった場合は、それに従ってください。
 - ※ 現地見学会における写真撮影は可能としますが、児童・生徒や教職員を含む撮影は禁止します。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従ってください。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とします。
 - ※ 見学会において資料の配布は行いません。必要に応じて本市ホームページに掲載している実施方針等を持参してください。

様式 3

年 月 日

(あて先) 豊中市長 宛

所在地
商号又は名称
代表者職名
代表者氏名

参考図書の貸与申込書

令和6年(2024年)1月29日付けで実施方針等の公表がありました「豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業」に係る標記の参考図書について、貸与を申し込みます。
なお、貸与に当たっては、下記のとおり誓約いたします。

記

第1 (利用の目的)

- 1 当社は、本事業の推進を図るため、本資料の貸与を受けるものとします。
- 2 当社は、本書の内容を参考に、本事業の推進を図るために必要な資料を収集し、本資料の一部を開示することとします。

様式見本。別途、市ホームページからExcelファイルをダウンロードして入力してください。

資料の貸与を受けるものとします。
限り、本目的を達するためには、本資料の一部を開示することとします。

第2 (秘密の保持)

当社は、開示を受けた本資料を秘密として保持するものとし、前項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3 (期間)

前項までに定める秘密の保持は、当社が本事業に応募しない場合及び優先交渉権者とならなかった場合であっても、存続するものとします。

第4 (本資料の返還)

受領した本データは、本事業での活用の必要がなくなった時点で直ちに消去いたします。

(連絡担当者)

商号又は名称	
所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※事前申込時には、Microsoft Excel®形式で提出してください(押印不要)。

市 処 理 欄	参考図書番号	貸与日	貸与確認者	返却確認日	返却確認者